

平成 2 5 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 3 月 2 6 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松	原	秀	成
委員長職務代理者	早	川	大	府
委員	尾	上	郁	子
委員（教育長）	浅	野	潤	一

事務局	教育推進課長	土	屋	典	昭
	学務課長	住	田	雅	一
	指導室長兼教育研究所長	建	部		豊
	学校施設担当課長	永	井	博	史
	統括指導主事	浜	田	真	二

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	丸	山	継	典
	同 主査	岩	生	裕	治

	開 会 時 刻 午後１時
松原委員長	ただいまから、平成２５年第６回教育委員会定例会を開催いたします。本日は、石井委員は欠席です。また、傍聴はありません。 日程第１、署名委員を決定します。早川委員と浅野委員にお願いします。 日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、第１０号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
土屋 教育推進課長	それでは、第１０号議案です。江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正でございます。これは組織改正に伴う改正でございます、学校の適正配置に関すること、通学区域及び通学路の設定、変更に関することに関する専担の係として、学校適正配置担当係を新設するものであります。 学事系の事務分掌から制度が変わることによって、給食費保護者負担軽減に関することを削ります。通学区域等に関することは新設される係の担当となることから、これも削ります。平成２５年４月１日施行ということで、実施をしたいと考えております。
委 員 長	よろしいですか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	では、第１０号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。
	次に、第１１号議案、江戸川区立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、第１１号議案ですが、江戸川区立図書館条例施行規則の一部改正でございます。図書館の事務については、現在、文化共育部が補助執行という形をとっておりますが、制度上は教育委員会の管轄です。関連規則も教育委員会に制定、改変の権限があるということで、今回の提案となっております。

	この改正の中身ですが、平成２５年度から全ての図書館が指定管理者による管理に移行することに伴うものです。これまで直営館と指定管理者の館が両方ありましたが、それらを整理するということでございます。 従前は「指定管理者が管理する図書館にあつては」というような記載もございましたが、その中の館長という表現を指定管理者に読みかえます。また、使用料も指定管理者制度を導入しますと、利用料金ということになりますので変更します。平成２５年４月１日から施行ということになります。これで、中央館、地域館含めまして、図書館全館が指定管理者に移行するというものです。
委員長	今の件につきまして、何かご質問、ご意見等があればお願いします。
教育推進課長	補足的に説明させていただきます。今まで直営館の場合、９時から２０時までの開館時間ということでございましたが、２５年度から篠崎子ども図書館、鹿骨コミュニティ図書館を除いて、９時から２１時半、夜９時半までということで、指定管理に伴いまして、開館時間の延長を行います。
委員長	よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、第１１号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１２号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、第１２号議案でございます。江戸川区の非常勤職員に関する規則とは独立をしまして、教育委員会非常勤職員に関する規則を制定しております。区の規則が改正になりましたので、それに合わせて同様の改正を行うものです。また、任用の方法について、従前よりも詳細に規定をするものでございます。 具体的などころとしましては、慶弔休暇の付与日数が、これまで非常勤の

	場合、年５日でしたが、区の規則に合わせまして７日ということに拡大をされます。また、職名が別表のほうに記載をされておりますが、雇用の実態に合わせて見直しをするものです。こちら平成２５年４月１日から施行するという改正案です。
委 員 長	何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。
委 員 長	教育委員会の非常勤職員にはどういう職種があるんですか。
教育推進課長	スクールカウンセラー、文化財保護指導員、すすくスクール指導員など、資料の別表第一に記載されております。雇用の実態に合わせて、職を廃止するものについては削除となっております。
委 員 長	よくわかりました。ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	他になれば、第１２号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、１３号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第１３号議案、江戸川区教育委員会被服貸与規程の一部改正でございます。区立幼稚園の教員に対して運動靴等、区立学校に勤務する専科教員に対しては白衣等を支給してございましたが、財政見直しの中で廃止となりますので、規程から削除するという議案です。
早 川 委 員	例えば、理科の先生が実験をしたときに白衣を着るのは普通ですが、そういうものは、自前で用意しなさいということですか。
教育推進課長	基本的には、そういうことになります。

早 川 委 員	日常生活では使わない白衣などを、その業務に限って使っているのですから、作業着と同じですね。作業着などは、業務に基づく制服みたいなものだと思います。制服は、当然貸与という考えもあるので、少し厳し過ぎるのではないのでしょうか。
委 員 長	理科教員の白衣は、今までは2着貸与されていたのですか。
教育推進課長	これまでは、新規採用者とか編入者に対して、貸与していました。ですから、それ以外の教員には、貸与していません。江戸川区にはじめて来たときだけ貸与していたということです。
委 員 長	それが、今度はなくなるということですね。
教育推進課長	実は、二十三区の中でも貸与していたのは江戸川区ともう1区ぐらいしかありません。こういう厳しい財政状況になって、他区に合わせて廃止をさせていただくということでございます。
早 川 委 員	初年度のみの貸与ですと、実質的には例えば江戸川区内で8年いる先生は、すでに自前で用意していたということですか。
教育推進課長	現状で申し上げますと、先生方は自分たちで着たいものを買っていて、実際には貸与のものはあまり使っていないという状況もあります。また、若い先生方の中では、ほとんど自前で用意しているという現状もございます。
早 川 委 員	それでは、財政難ということだけではなく、現状に合わせて変えたということですね。わかりました。
委 員 長	他に何かよろしいでしょうか。
早 川 委 員	作業を行う職種については、被服の貸与はどのようになっていますか。
教育推進課長	学校の用務員については、必要な作業着や長靴などを貸与しています。区の規程にあわせて、2年に1回とか3年に1回の貸与です。
尾 上 委 員	私は以前、学校の保護者会に行ったときに、短パンと半袖で体操している

建部指導室長	子どもたちと、オーバーみたいな服を着ている担当の先生を見ました。親としての目線で見たときに、その光景に違和感を感じたことを覚えています。 保護者の方から、そういったお問い合わせをいただいておりますが、我々も状況によっては直接学校に出向いています。子どもに寒さに耐えることを課するのであれば、やはり教員も必要です。逆に教員が着込むのであれば、子どもたちにもある程度上着を着させるとか、その辺りのバランスは必要だろうと思います。 以前大阪で、葬儀のときに教員が赤いジャージを着ていったというので、全て教員の服装を統一しろというような動きがありました。教員がTPOに応じた服装ができないということが、子どもたちに悪影響を及ぼすのではないかということは、東京に限ったことではなく、いろいろなところで課題となっています。
委員長	よろしいでしょうか。それでは、第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、原案のとおり決定といたします。 次に、14号議案、江戸川区学校保健委員会規程の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
住田学務課長	こちらについては、学校保健委員会の規定の一部を改正するものです。まず、第5条のところで副委員長2名を1名と変更しておりますが、これは今回の改正に合わせて、組織を見直したものであります。 第8条以降は、学校保健委員会の中におかれている結核関係の専門委員会の見直しにかかる規程になっております。学校の定期健康診断で発見される小・中学生の結核患者の割合がかなり低いということから、今年度から学校保健安全法施行規則の一部が改正され、児童生徒の定期健康診断における結核の有無の検査方法に関して、教育委員会に設置された結核対策委員会からの意見を聞かずに、精密検査を行うことができるようになりました。 区では、今回の国の見直しを受けて、今年度に来年度以降の小・中学校の結核検診実施方法検討会というのを開催して検討してきました結果、今ある結核対策小委員会を簡略化して、精密検査の判断をするという結果が出たも

	のですから、それを受けて第 8 条以降を改正するというような形になったということでもあります。
委 員 長	何かご質問、ご意見なりありましたらお願いします。
早 川 委 員	国の動きに合わせた改正ということですね。結核に関してはいろいろと迷いがあって、一時、胸の写真を撮らなくてもいいのではないかという方向にはなっていたのですが、やっぱりやめられないという状態の中での改正ということだと思います。 結核に関しては、以前より治療する人の範囲が広がりました。結核になったら直ちに保健所に届け出なければいけないというふうになりました。 結核というのは本当に感染力が強いので、一番重要なのは、大げさにすることです。危ないというその認識が大切だと思います。
委 員 長	よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	他になれば、14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定といたします。 次に、15号議案、通学区域の変更についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
学 務 課 長	こちらは中学校の通学区域の変更について、ご審議とご決定をお願いするものであります。 今年度の学校基本調査で、西葛西中学校ですけれども、生徒数が820名で、学級数が22クラスという形で、区内で一番大きな中学校となっています。そういう状況の中で、体育館に全校生徒が入り切らないとか、クラブ活動で体育館を利用できないクラブが出ているとかといったように、学校運営で幾つかの課題が生じているところであります。 また、今後の推計でも、さらに生徒数が増える見込みとなっておりまして、これ以上の生徒数を受け入れることは、施設的に限界となっているような状

	況です。 これを改善するために、西葛西二丁目を西葛西中学校の通学区域から清新一中の通学区域へ変更し、平成26年4月に入学する新1年生から適用したいと考えております。現在、清新第一小学校に通学している西葛西二丁目の児童は、卒業すると西葛西中学校が指定校となります。清新町の児童は、清新第1中学校が指定校となるものですから、別れてしまう状態です。今回の変更によって清新第一小学校の卒業生の指定校は、基本的に全員が清新第一中学校になるということになります。 これまで清新第一小学校で保護者に対して説明会を開きまして、清新第一中学校と西葛西中学校では、PTAの役員に対して説明をしてきました。個別の事情による相談は幾つか寄せられましたが、通学区域の変更そのものに対する反対意見などは、出ておりません。 通学区域の変更には、教育委員会の規則改正が必要ですが、まだ施行までに1年以上あるということで、本日の教育委員会でご審議とご決定をいただいて、まず4月10日の広報えどがわと区のホームページで、区全体に対して周知をしたいと考えております。 規則改正については、後日改めて提出させていただきたいと思います。
委員長	何かご意見、ご質問等があれば、お願いします。
早川委員	ここは、前々からこの話があってもおかしくなかったと思います。今回、いろいろと学校の適正配置ということに取り組む中で、こういうことで解決できればいいと思います。他に江戸川区の学区域に関して、早急に対応が必要な学校はありますか。
学務課長	今、他の学校で、この西葛西中学校ほどは収容で困っているという学校は、ないような状態です。
尾上委員	校舎の新築や増改築の場合など、学校というのは何階までと決まっているのですか。
永井 学校施設担当 課長	小学校については3階以下にすることが望ましいということで、4階以上にするに当たっては、児童の利用状況に配慮することになっています。
委員長	やはり清新第一中学校は選択制の中で、全区的に希望が多いわけですから、

学 務 課 長	区の広報などを通じて、ぜひ円滑に周知をしていただきたいと思います。 この西葛西二丁目を学区域で取り込むと、清新一中は何年間か、ほとんど選択制で受け入れることができなくなってしまいます。今日ご決定をいただければ、4月10日号での広報えどがわであるとか、区のホームページなどで、全区的にお知らせをして、皆さんに周知できるようにしたいと考えています。
委 員 長	その他、ご意見はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	ご意見がないということでございますので、第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定といたします。 次に、16号議案、学校管理職の任命に関する東京都教育委員会への内申についてを議題といたします。 本議案は人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
委 員 長	出席委員の3分の2以上の賛成で可決されました。賛成者多数と認めます。これからは秘密会になります。 〔以下、秘密会により非公開〕 〔第16号議案審議終了〕
委 員 長	それでは、日程第3、教育関係事務報告にまいります。事務局からお願いいたします。

教育推進課長	まず、教育推進課から平成25年度予算特別委員会質疑要旨についてということで、資料をつけさせていただきました。全体説明をすると相当な時間がかかりますので、後ほどご覧いただければと思います。
委員長	それでは、次の報告をお願いします。何かありますでしょうか。
指導室長	教育委員会の後援名義申請の件でございます。今回3回目の申請になりますけれども、ザ・ヤングアメリカンズ アジアンツアー2013夏in江戸川という取り組みでございます。 ヤングアメリカンズというのは、アメリカを母体にして歌やダンスやコメディーを通じて、パフォーマンスを行うNPOの団体でございます。毎年、日本にもこのアメリカの団体が来て、いろいろな公演活動と同時に、全国の小学生、中学生、高校生に3日間いろいろなトレーニングをしながら、3日目にはその会場を使って子どもたちに舞台上で発表させるという取り組みをしております。 江戸川区では、過去2回、後援をしている状況でございます。 経費の徴収のところで、1万6,000円という金額が前回のときも、話題になりましたけれども、これは3日間通しての受講料ということです。主催しているのもアメリカのヤングアメリカンズというNPO法人ですし、日本の方では、じぶん未来クラブという団体が請け負っています。あくまでもNPOでありますので、特に利益を求めているものではなく、純粹に俳優さんであるとか団体のメンバーの滞在費も当然出てまいりますので、ちょうど収支としてはつりあっているという状況の中で、1万6,000円ということでございます。 収支報告も出していただき、過去2年間については後援をさせていただいているという状況です。夏休みの8月16日、17、18と3日間で、文化センターのホールを使い、300名の子どもたちを募集していますが、2年前もちょうど300名の応募状況になったということでございます。 やはり今、ダンスとかコメディーなどについては、保護者もかなり熱心な状況であり、子どもたちも大変積極的に参加していたということでございます。
委員長	ありがとうございます。よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委 員 長	それでは、ただいまの報告を了承したいと思います。 以上をもちまして、平成 2 5 年第 6 回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後 2 時 0 2 分
--------------	---